

## 持続可能な水インフラをつくる

仲上健一

21世紀は水の世紀である。SDGs (the 17 Sustainable Development Goals) において、『命のための水』国際の10年2005-2015』の精神と成果を継承する「ゴール6:すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する」が採択された。SDGsの「地球上の誰一人として取り残さない」という高邁な理想を実現するためには、地域における現実的な水課題を発見し、地域参加により解決することが重要である。

改正水道法が、「官民連携の推進」を最大の論点として、不十分な議論のまま2018年12月6日に成立した。本法律は、都道府県を「広域連携」の推進役と位置づけ、水道施設の運営権を「民間事業者に設定できる仕組み（コンセッション方式）を導入する」としており、水道事業民営化の新たな展開の導火線となるものである。改正水道法の議論を通じて「命の水」が改めて国民に実感され、水に対する関心が急速に高まってきている。一方では、水道民営化の流れとは異なる水道事業の「再公営化」の国際的動きも活発化するなかで、水道問題は「生活に必要なものを自律的に管理することを求める新しい社会運動の様相」を呈している。

東日本大震災を契機に、来るべき首都直下型地震や南海トラフ地震に備えるため「国土強靱化基本法」（平成25年12月11日法律第95号、2013年12月11日公布）をはじめ、「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議、2013年11月）等の法的・行政的枠組みが整備されつつある。国難ともいえる水インフラの課題を解決するた

めには、持続可能な水インフラを備えなければならない。コンセッション方式のメリット・デメリット論議に拘泥するのではなく、「持続可能な水インフラをつくる」という100年の計にたった構想・計画が求められる。

今回の特集は、水道事業を軸にしなが、水インフラの持続可能性を高めるという視点で現実の課題を分析するとともに、持続可能な水道事業の再構築を試みるものであり、各専門分野の諸氏が執筆してくださった。

仲上論文は、水道法改正を巡る水インフラ整備の課題を整理するとともに、持続可能な水インフラを構築するためのガバナンス、水ビジネスの国際的潮流を分析した。

南論文は、水道法改正の議論を踏まえつつ、日本の水インフラ整備の歴史的課題を総括し、上下水道事業の事業運営をめぐる問題点を分析する。

太田論文は、水道民営化・広域化の動向と政策的意図を分析し、今日における水道の民営化・広域化の動向と事業構造の改編の課題を明確にすることによって、水道事業の政策的含意を導く。

近藤論文は、改正水道法後、持続可能な水道事業の再構築を目指すなかで、困難な水道事業の現状を踏まえて、水道事業における「公公連携」の対案を示す。

橋本論文は、持続可能な水道をめざして、水道事業を根本的に見直し、市民参画のまちづくりを提案する。

（なかがみ・けんいち：立命館大学、水資源環境政策）